

千葉市公告第18号

道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

平成31年1月16日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 廃止年月日及び番号 平成31年1月16日 第30 - 34号
- 2 廃止道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者住所・氏名 東京都武蔵野市境二丁目2番2号  
株式会社 飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史
- 4 廃止する道路の  
土地の地名地番 若葉区桜木北三丁目650番1、650番13
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.00m	25.00m	2.0m	U-0.12m	
4.00m	22.50m	2.0m	U-0.12m	
	合計47.50m			